

Topic

【退職給付会計】 定年延長が退職給付会計に与える影響について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、高年齢者雇用安定法）」の改正により、2025年4月1日から65歳までの雇用確保が完全義務化されました。今回は、定年延長の状況と定年延長が退職給付会計に与える影響について解説します。



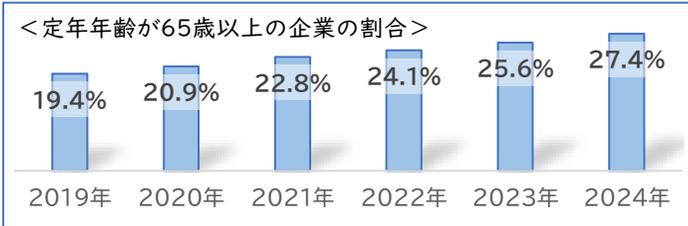
健人(けんと) 人事・勤労部門で退職金・企業年金を担当する新入社員。「聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥」が信条。数字を尊敬している。



数子(かずこ) 退職金・企業年金担当のベテラン社員。新入社員・健人の教育担当。その熱心さゆえ、厳しい面が出てしまうこともあるが、後輩想いの女性。

定年延長の状況

2025年4月1日より65歳までの雇用確保が完全義務化されたことと聞きますが、定年年齢が65歳以上の企業はどの程度あるのでしょうか。



出典:2019～2024年の厚生労働省「高年齢者の雇用状況」集計結果の従業員31人以上総計をもとに作成

度重なる高年齢者雇用安定法の改正等を背景に、定年年齢が65歳以上の企業の割合は年々増加していて、2024年で27%を超えているの。右下の資料は企業の退職金額が定年まで増加するか、定年前に固定されるかを調査した結果よ。定年延長時の新退職金制度の検討の際に参考になると思うわ。



定年まで増加する割合が多いんですね。

定年前に固定	定年まで増加	給与・支給率が上昇	ポイントが増加	その他
18%	82%	16%	53%	13%

出典:中央労働委員会「令和5年退職金、年金及び定年制事情調査」

上記では、例えば、本来の定年年齢は60歳のままで65歳まで再雇用等の企業も含まれているから留意しなくてはいけなけどね。それ以外にも、定年延長時の退職金の取扱いによっては、会計（財務諸表）上の影響も出てくる可能性があるの。具体的には退職給付債務に主な影響があるわ。



定年延長時の退職給付債務(簡便法)



定年延長が行われると、一般的に退職給付債務にどのような影響を与えるのでしょうか。簡便法と原則法があると聞いているのですが それぞれについて教えていただけますか。

簡便法は退職給付債務を自己都合要支給額や企業年金で用いている数理債務で評価するの。そして、定年延長で退職給付債務が変動した場合には、貸借対照表、損益計算書に直ちに反映する必要があるわ。



定年延長時の退職給付債務(原則法)

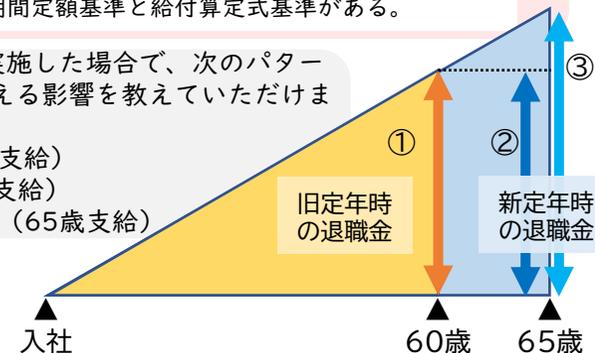
原則法の退職給付債務は、将来支給する退職金のうち現時点で発生していると考えられる額を現時点の価値に割り引いて計算するの。そして、その計算には様々な前提条件（※1）を用いているわ。その前提条件のうち定年延長が退職給付債務に影響を与える主要素としては、割引率と期間帰属方法（※2）の二つがあげられるわね。

※1 将来の退職や昇給等の予測、割引率および期間帰属方法

※2 将来支給する退職金のうち現時点で発生していると考えられる額（以下、発生給付額）の算出方法で期間定額基準と給付算定式基準がある。

60歳から65歳に定年延長を実施した場合で、次のパターンについて退職給付債務に与える影響を教えてくださいませんか。

- ①60歳打切支給（旧定年で支給）
- ②60歳で給付額固定(65歳支給)
- ③60歳以降の給付額が増加（65歳支給）



■パターン①：60歳打切支給(旧定年で支給)

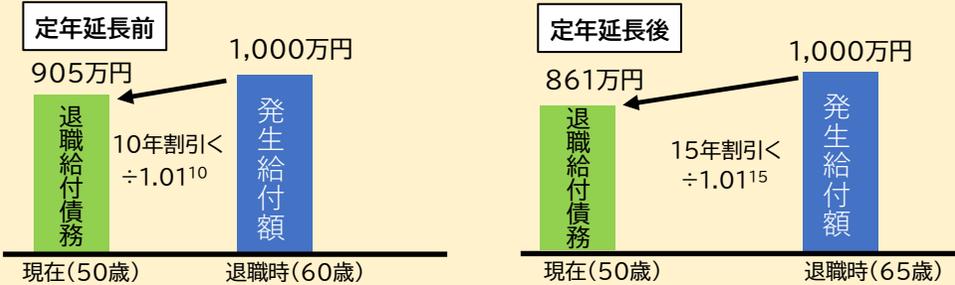
支給時期と発生給付額が変わらないから、退職給付債務に与える影響はゼロね。

※60歳打切支給の場合、税務当局へ、給付が退職所得になるかを確認することが必要と考えられます。

■パターン②：60歳で給付額固定(65歳支給)

60歳で給付額を固定する場合は、発生給付額は変わらず、支給時期が遅くなることにより現時点までの割引期間が延びるから、退職給付債務が減少するの。イメージは次の図を見てね。

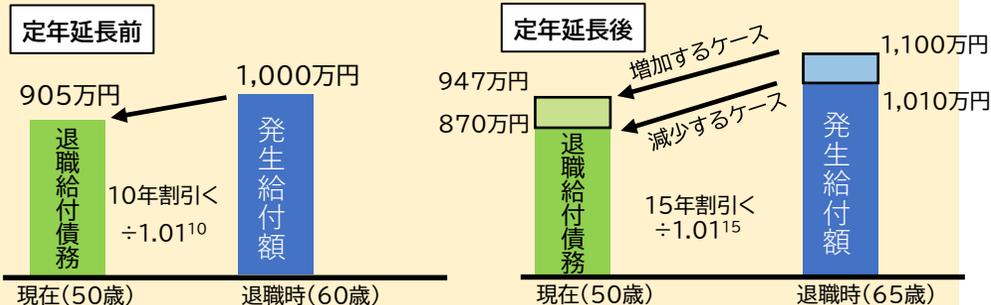
割引率:1%、発生給付額:変動なし、割引期間:増加



■パターン③：60歳以降の給付額が増加(65歳支給)

60歳以降の給付額が増加する場合は、給付設計・期間帰属方法によって影響が異なってくるわ。発生給付額が増加しても、割引期間が延びることによって、退職給付債務が増加するケースと減少するケースがあるの。

割引率:1%、発生給付額:給付設計・期間帰属方法による、割引期間:増加
定年延長後の退職給付債務の増減は発生給付額により異なる。



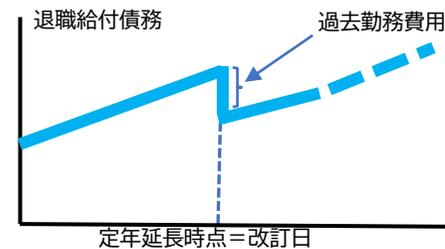
- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2025年8月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

定年延長に伴う会計処理



定年延長によって退職給付債務に変動があることはわかりましたが、この変動は退職給付会計ではどのように処理したらよいのでしょうか。

<定年延長に伴い退職給付債務が減少する場合>



原則法では退職給付債務の変動額は過去勤務費用と呼ばれていて、費用処理を行う必要があるの。この額は遅延認識が可能なので直ちに退職給付引当金に反映するとは限らないわ。過去勤務費用については、施行日ではなくて改訂日(※)から費用処理を開始することに注意が必要ね。

※改訂日: 労使合意の結果、規程や規約の変更が決定・周知された日

簡便法では、定年延長に伴う退職給付債務の変動額は、一括して退職給付費用に計上されることになるわ。

ただし、これまで説明した内容は一般論だから、具体的なケースにおいては異なる場合があることにも注意が必要ね。



専門家に相談する必要がありますね。スミセイさんに相談してみます。

※当資料では、定年延長時の原則法の退職給付債務への影響について主に記載しておりますが、勤務費用等についても影響を及ぼします。

住友生命の退職給付債務計算サービスをぜひご利用ください

- 日本基準・国際会計基準・米国会計基準に対応
- 申込書およびデータのご提出から約1カ月でスピーディーにご報告
- ISAE3402/SSAE18レポート※1を無償でご提供
- 豊富なオプション資料※2をご用意
 - ※1財務諸表に係る内部統制の有効性評価
 - ※2個人別結果明細、決算用の会計補助資料、給付額予測計算(米国会計基準)等

退職給付債務計算に関してお困りの点がございましたらお気軽にご相談ください。

E-mail: pbo@am.sumitomolife.co.jp



〔住友生命保険相互会社〕
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8630(年金数理室)
<ホームページ><https://www.sumitomolife.co.jp>